

中国語原文	日本語仮訳
<p data-bbox="228 322 790 405">国家外汇管理局综合司关于凭纸质出口报关单办理贸易收结汇有关问题的通知</p> <p data-bbox="347 515 670 640"> 发布时间：2008-7-18 文号：汇综发[2008]118号 来源：国家外汇管理局 </p> <p data-bbox="228 705 790 1025"> 《国家外汇管理局关于实施<出口收结汇联网核查办法>有关问题的通知》（汇发[2008]31号）（以下简称《通知》）发布实施以来，部分企业反映出口收结汇核查系统（以下简称核查系统）中查询到的出口可收汇额初始数据存在问题。为不影响企业正常办理出口收结汇业务，现就有关问题通知如下： </p> <p data-bbox="228 1279 790 1693"> 一、企业在2008年1月1日至2008年6月30日期间确有出口且在2008年7月14日后收汇，但核查系统显示企业“其他贸易”栏目中的可收汇额为零或不足的，企业可于2008年9月30日前，持真实性承诺书（格式见附件，企业可参照使用）、对应的加盖海关验讫章的出口货物报关单正本及其加盖企业公章的复印件直接到银行办理待核查账户中资金结汇或划出手续。 </p> <p data-bbox="284 1951 790 1984"> 二、企业按本通知规定，凭出口日期在 </p>	<p data-bbox="821 322 1359 450">国家外貨管理局綜合司の紙ベースの輸出通関申告書による貿易外貨受取・人民元転の関連問題についての通知</p> <p data-bbox="898 515 1284 640"> 公布日：2008-07-18 通達番号：匯綜発[2008]118号 出所：国家外貨管理局 </p> <p data-bbox="821 705 1359 1216"> 「国家外貨管理局の『輸出外貨受取・人民元転オンライン照合審査弁法』実施の関連問題についての通知」（匯発[2008]31号）（以下「通知」という）の公布実施以来、一部の企業が輸出外貨受取・人民元転照合・審査システム（以下照合・審査システムという）に輸出外貨受取可能額の初期データを調べる際に問題が存在するとの意見があった。企業の正常な輸出外貨受取・人民元転業務に影響を与えないため、ここに関連問題について以下の通り通知する。 </p> <p data-bbox="821 1279 1359 1883"> 一、企業が2008年1月1日から2008年6月30日までの期間において確かに輸出し且つ2008年7月14日以後に外貨を受け取るが、但し照合・審査システムの表示上、企業の「その他貿易」欄中の外貨受取可能額がゼロ或いは不足する場合、企業は2008年9月30日前において、真实性承諾書（書式は附属文書参照、企業は参照して使用可）、対応する税関確認印章の捺印された輸出貨物通関申告書正本及び企業公章を捺印した写しを持参して直接銀行で照合・審査待口座からの人民元転或いは振替手続を行うことができる。 </p> <p data-bbox="850 1951 1359 1984"> 二、企業が本通知の規定により、輸出日 </p>

2008年1月1日至2008年6月30日期间的出口货物报关单办理待核查账户中资金结汇或划出时，银行应登陆核查系统，查询该企业“其他贸易”栏目中的可收汇额。若该可收汇额小于企业本次申请结汇或划出金额，银行应按照《通知》规定在核查系统中核注完该可收汇额，对不足部分，审核企业提交的单证后，为企业办理相关手续，并在出口货物报关单正本上签注已收汇情况和加盖业务公章，留存真实性承诺书及出口货物报关单复印件备查。

三、企业不得伪造、涂改、借用出口货物报关单办理出口收结汇，已办理收汇或进料抵扣收汇的出口货物报关单不得重复用于收结汇。

四、银行应将企业的真实性承诺书及出口货物报关单复印件另行存档并于2008年10月10日前集中报送至所在地外汇局。各外汇分支局要对企业凭纸质单证办理出口收汇的情况进行复核，对于企业凭已收汇或已进料抵扣收汇的出口货物报关单重复办理待核查账户中资金结汇或划出的，要将相应结汇或划出金额从企业相应的出口可收汇额中扣除，并依据《中华人民共和国外汇管理条例》及其他相关规定予以处罚。

が2008年1月1日から2008年6月30日までの期間の輸出貨物通関申告書により照合・審査待ち口座中から資金の人民元転或いは振替を行う際、銀行は照合・審査システムに登録し、当該企業の「その他の貿易」欄中の外貨受取可能額を調べなければならない。もし当該外貨受取可能額が企業の今回申請する人民元転或いは振替金額よりも小さい場合には、銀行は「通知」の規定に従い、照合・審査システム中の当該外貨受取可能額を消し込みしなければならない。不足する部分については、企業の提出する証憑を審査した後、企業に対し関連手続きを行い、且つ輸出通関申告書正本上に外貨受取済み状況を記載し業務公章を捺印して、真实性承诺书及び輸出通関申告書写しを保管して検査に備える。

三、企業は輸出貨物通関申告書を偽造、改ざん、借用して輸出外貨受取・人民元転を行ってはならず、既に外貨受取を行った或いは進料の外貨受取控除を行った輸出貨物通関申告書を外貨受取・人民元転に再度使用してはならない。

四、銀行は企業の真实性承诺书及び輸出貨物通関申告書写しを別途ファイル化して2008年10月10日前に集中して所在地外管局へ報告送付しなければならない。各外管分支局は企業の紙ベース証憑による輸出外貨受取の状況に対して再照合を行う必要があり、企業が既に外貨受取済み或いは進料の外貨受取控除を行った輸出貨物通関申告書により照合・審査待ち口座中の資金について人民元転或いは振替を再度行った場合、相応の人民元転或いは振替金額につい

<p>各分局收到本通知后，应尽快转发所辖中心支局、支局、外资银行、地方性商业银行和有关单位。各中资外汇指定银行收到本通知后，应尽快转发至所属分支机构。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局反馈。</p> <p>附件一：承诺书</p> <p style="text-align: center;">承 诺 书</p> <p>_____公司（以下简称本单位）申请凭出口货物报关单（报关单号_____、_____、_____、_____、_____）办理待核查账户资金结汇/划出，保证所提供的单证符合《国家外汇管理局综合司关于凭纸质出口报关单办理贸易收结汇有关问题的通知》（汇综发[2008]118号）及其他相关外汇管理规定，内容客观、真实，不存在重复收结汇、提供虚假材料和隐瞒情况等问题。如有任何不实，愿按照《中华人民共和国外汇管理条例》及其他相关规定，承担责任，接受处罚。</p> <p>特此承诺。</p> <p style="text-align: right;">单位负责人/法定代表人（签章）</p> <p style="text-align: right;">（企业公章）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	<p>て企業相応の輸出外貨受取額から控除し、且つ「中華人民共和国外貨管理条例」及びその他の関連規定に基づき処罰を与える必要がある。</p> <p>各分局は本通知を受領した後、所轄の中心支局、支局、外資銀行、地方性商業銀行と関連単位へ直ちに転送しなければならない。各中資外貨指定銀行は本通知を受領した後、所属分支機構へ直ちに転送しなければならない。執行中に問題に遭遇した場合、国家外貨管理局へ直ちにフィードバックされたい。</p> <p>附属文書一：承諾書</p> <p style="text-align: center;">承 諾 書</p> <p>_____会社（以下、本单位という）は、輸出貨物通関申告書（通関申告書番号_____、_____、_____、_____、_____）により照合・審査待ち口座の資金の人民元転/振替を行うことを申請するが、提出する証憑が「国家外貨管理局综合司の紙ベースの輸出通関申告書による貿易外貨受取・人民元転の関係問題についての通知」（匯綜發[2008]118号）及びその他の関連する外貨管理規定に合致し、内容が客観的、真実であり、重複した外貨受取・人民元転、虚偽の資料の提出と状況の隠蔽等の問題が存在しないことを保証する。もし如何なる不実があった場合でも、「中華人民共和国外貨管理条例」及びその他の関連する規定に従って、責任を負い、処罰を受ける。</p> <p>ここに承諾する。</p>
---	---

	単位責任者/法定代表人（署名印章） （企業公章） 年 月 日
--	--

【日本語仮訳：三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司】

BTMU(中国)